

KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2016年度】税法科目免除 VOL.9



河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイドス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・大木チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にして下さい！

税理士免除について

これから、皆さんは、税法免除を目指し大学院に入学することになります。KALS で合格実績のある大学院に進学すれば問題ありませんが、免除を受けるためには、いくつかの要件を満たさなければいけません。今回は、その要件について簡単におさらいしておきます。

● 研究認定の基準

① 「税法の単位を 4 単位以上修得」

通常、大学院修了には 30 単位程度の取得が必要ですが、そのうち税法の単位が 4 単位以上必要です。指導教授の税法の講義を週に 2 コマ程度取れば、年間で 6 単位程度にはなりますので、特に心配することはありません。

② 「研究の成果が税法に関するものであること」

せっかくの修士論文の内容が認定の対象外では意味がありませんね。対象になる税法の範囲は、以下のものです。

(イ)税理士試験科目に属する税法及びそれ以外の租税に関する法律

(ロ)外国との租税に関する協定を扱う科目（租税条約など）

(ハ)その他、これらに類する科目（租税法など）

従来、財政学も認められていましたが、今は、認められないようです。また、税に関する制度研究も対象になりませんので、ご注意ください。タイトルからも税法の研究であることが明確になるものにしましょう。



● 申請の手続き

免除申請の時に国税審議会にいくつかの書類を提出しなければいけません。実際には、その時になって確認いただければ結構ですが、事前に準備することで将来楽になる部分もありますので、いくつかご紹介しておきます。

(1) 「成績証明書」＝シラバスの保存

この証明書で、税法科目の取得単位数の認定をします。講義が税法に関するものであるかがわかりにくい場合は、追加で資料の提出を求められることがあります。履修登録時にもらう「履修要項」などが必要になりますので、大事に保存しておきましょう。また、臨時開講などの授業を取るときには、掲示されたシラバスの写真を撮ったり、使用したテキストなどについてメモしておきましょう。

(2) 「学位論文の写し」＝参考文献リスト

修士論文には、「参考文献リスト」を添付するようにしてください。修士論文の認定について参考文献リストを必要としない学校もあります。時間がたってから作成しなおすのは大変な手間になりますので、初めから作成するようにしましょう。

(3) 「指導教授の証明書」＝良好な関係

提出する論文が修士論文と同じものであることを証明するため指導教授にサインをいただくことになります。社会人として当然のことですが、大学院を修了しても、快くサインをいただけるように良好な関係を維持するようにしてください。

そのほか、詳しくは、国税庁のホームページに「改正税理士法の『学位による試験科目免除』制度の Q&A」としてまとめられています。是非、一度、確認しておいてください。

大学院に進学する理由



私も大学院に行って何をするのもわからないまま「税法免除」のために KALS の門をたたきました。しかし、修了してみて、税理士の試験勉強と別に大学院に行って税法解釈を学ぶことの重要性に気づきました。「なぜ大学院進学なのか?」「なぜこの研究テーマなのか?」「なぜこの大学院なのか?」の3つの動機は、皆さんの研究に対しての真剣さを証明するものとして、大学院側も最も重視する要素でもあります。今回は、これらの動機の中で大学院進学の理由について、少し考えてみましょう。

税務署の下請け?

税理士試験にいくつか合格してみてもわかることは、理論のサブテキストは擦り切れるほど使用しましたが、税務六法はほとんど開かなかったことです。開業後も、申告のために必要な解説書は見るとのやはり六法を見ない先生方は多くいます。確かに、顧客からの質問について疑問が生じたときに、苦勞して難しん条文を自分で解釈するよりも、解説書や周りの先輩方を頼りに確認し、どうしても不安な場合は、検査や申告の際に目立たないように「これはやめておきましょう。」とアドバイスすることは、一見、安全な判断のようです。でも、本当に、法律の規定上、できない判断だったのでしょうか?もし、先輩たちの慣習的な方法で損害を与えたらあなたは顧客にどう説明するのでしょうか?そして、法令解釈からの自らの判断を行わず、慣習に従って行ったアドバイスに顧客は満足したのでしょうか?

顧客にとって税理士は頼もしいアドバイザーだと思ったのに、これでは、わざわざお金を払って税務署の下請けを雇っているようです。新しいことを試みようとする意欲的な企業経営者にとって、そのような税理士がどのように見えるのでしょうか。

顧問先の法律の盾として

2011年の国税通則法の改正により、税務調査において処分内容の理由附記が義務付けられました。近年、

調査の結果受けた処分やその理由についても、納得がいかないとして不服申立ては増加しているようです。そして、課税庁側も法令の慎重な判断を行い、不要な処分は積極的に取消していることなどから、審査請求及び訴訟の件数はこの時期を境に、むしろ減少傾向を示しています。この傾向は、税理士と顧客が法令解釈を通じて、適正な判断を勝ち取った結果だといえそうです。

税理士は、適正な申告を行うことはもちろん、時には、納税者を行政から守る法律の盾としての役割も期待されているのです。

「社長。判例や規定の解釈上、従来とは違いますが、その処理で大丈夫だと思います。ただ、税務署も経験の少ない処理なので、調査で指摘され更正処分の可能性もあります。そのリスクを取りたくないなら避けるべきでしょう。しかし、事業拡大のために、必要な処理ならば、私がしっかり法律に沿った説明を行います。それでも、だめなら御社とともに堂々と争う覚悟もあります。いかがですか？」こんなことが言える、税理士になってもいいんじゃないでしょうか。

税法の専門家として

税法の専門家という実務の現場以外では、補佐人が浮かびますが、その他にも、さまざまな参加の道が開かれています。不服審判所では審判官の外部登用を進め、毎年税理士や弁護士などから半数程度募集しています。また、これからの高齢化社会の中では成年後見人など税理士だからこそできる社会貢献の姿も一層期待されていますし。さらに、業務においても、非居住者からのインバウンドの仕事の増加も考えられます。その中では、通達などでは対応できない局面も発生しそうです。法律の専門家としての独自の判断力や当局との交渉力を育てる場としての大学院進学という視点も必要ではないでしょうか。



終りに

最近雨が多いなと思ったら、いつの間にか梅雨に入っていました(^^;)。昨年、税理士会に登録したのをきっかけに、誘われるままテニス部に入りました。最近の錦織君の活躍のおかげで、ここ数年は入部の方が増加しているようです。テニス以外にも忙しい仕事の合間を縫って野球、ゴルフ、サッカーなどに参加されている税理士の先生方が多いのにはびっくりしました。開業後の不安な時期をクラブ活動を通じた人間関係で乗り切っている方も多いようです。

まずは、手元にあるテニスラケット(15年前に引退したドイツのシュテフィ・グラフのモデル)を買い替えようと思います(^^;)。